

住宅用火災警報器

不適正な訪問販売にご注意!!

No!

No!

財団法人 日本防火協会

平成18年6月1日から、
新築住宅に住宅用火災警報器の
設置が義務付けられました。

新築住宅の場合、平成18年6月1日から「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられました。既存の住宅については、各市町村の火災予防条例で定める日からの適用となります。

「住宅用火災警報器」の購入等について
住宅防火対策推進協会のホームページ
(<http://www.jubo.go.jp/>)に住宅用火災警報器メーカー相談窓口リストが掲載されています。共同購入の推進や、販促用サンプル等を活用して設置方法・効果等をわかりやすく伝える等の普及・啓発活動に取り組んでください。

「住宅用火災警報器」をご購入の場合は、
下記「購入時の目安」をご参考ください。
下図のように日本消防検定協会の鑑定に合格したことを示す「NSマーク」の付いた商品を推奨しています。価格は、1個約4,000円～9,000円が中心です（メーカーにより異なります）。



※NSマークの付いている場所は、機種ごとに異なります。

不適正な訪問販売

住宅用火災警報器の設置義務化に伴い、不適正な訪問販売等が発生することが予想されます。次に紹介する事例を参考に、だまされないように注意しましょう。

注意してね



ケース1 「消防署の方から来ました」と消防職員をいつわるケース

作業服や消防の制服に似た服装で訪れ、「消防署の方から来ました」と“消防署”の名をかたる訪問販売もあります。
「法律により、住宅用火災警報器の設置が義務になりました」と言って取り付け、代金を要求します。

Point

- ・消防署の人かどうか身分がわかるものを提示してもらうこと。
- ・自分の家にはどの箇所に設置する必要があるのかをあらかじめ調べておくこと。

ケース2 「住宅用火災警報器の点検に来ました」と言って、点検後に高額な請求をするケース

高額な住宅用火災警報器の点検料を請求される手口も考えられます。悪質な業者の手口は、本社からの依頼によって訪問していると装ったり、訪問前にあたかも出入りの点検業者のように電話をしてくるなど巧妙です。

Point

- ・承諾を得ず点検をしはじめるなど、「怪しい」と感じたらその場で断わること。
- ・点検は個人で容易にでき、点検業者に依頼しなくてはできない作業ではありません。

にご注意ください!

ケース3

住宅用火災警報器の点検後、
契約書であることを隠して
署名を求めてくるケース

高額な請求を「契約書」というカタチで後日送りつけてくる悪質なケースもあります。点検終了後、何の説明もないまま「預り書にサイン、または押印をしてください」と迫り、署名させるものです。実は「預り書＝契約書」となっていることもあります。

Point

- ・口車に乗せられて、即決・契約しないこと。
- ・事前に見積りを取り、工事内容をよく確認すること。

ケース4

「設置しないと罰金」とおどし、
「今だけの特別価格」を
強調して買わせるケース

このケースは「住宅用火災警報器の設置が義務になるので、設置しないと罰金が科せられます」と嘘の話しでおどし、「だからこそ、今おトクな特別価格で買えるんです。今だけです」と心理的な隙を突いてくる不適正な訪問販売です。

Point

- ・安すぎるのは、おかしいと疑うこと。
- ・罰金という言葉におびえて動揺しないこと。（罰則はありません）

消防職員や市町村職員などを装って家庭を訪問し、「住宅用火災警報器」を売りつけたり、設置や契約を急がせ、不当に高額な請求をする業者に注意。

多発している不適正な訪問販売の手口

「だまされた!高額な請求をされた!」そんなときはクーリング・オフ制度を活用できます。

制度の目的

いったん契約をしたら、消費者であっても、原則として一方的に契約を取りやめることはできません。しかし、訪問販売のような不意打ち的な取引や複雑で危険な取引などでは、「いったん契約したら守らなければならない」とするのは、消費者にとって酷な場合があります。そこで、特定の取引に限って、契約締結後も一定期間、消費者に熟慮する余裕を与え、その期間内であれば一方的に契約を解消することができること、これを「頭を冷やして考え直す＝クーリング・オフ」と言います。

クーリング・オフ制度の考え方

クーリング・オフ期間は、消費者が申し込みや契約をして、その内容を記載した書面を受け取った日から一定期間（住宅用火災警報器の訪問販売については8日間）、と定められています。これは「事業者から開示された内容をみて吟味できる状況」で考え直すことができるように、とする趣旨です。クーリング・オフをすれば、消費者は代金を支払う必要はなく、支払済みの代金なども全額返還してもらう権利があります。

クーリング・オフを行う場合は…

契約解除を求めクーリング・オフを行うときは、契約書受領後8日以内にクーリング・オフする旨を書面に書いて販売業者に郵送します。その際、「簡易書留」または「内容証明郵便」にすると確実です。
※いずれの場合も必ず控えを保管しておきましょう。



お困りの際は、お住まいの地域の
消費生活センター
(国民生活センターURL:<http://www.kokusen.go.jp/map/>)
にお問い合わせください。

クーリング・オフについて